

相手国政府・相手国際(注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限(注2)	署名日(署名地(効力註日))(注3)	署 名 者	告示日 告示番号(注4)
マーシャル	マーシャル諸島共和国政府に対する贈与に関する日本国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等(燃油分野)を実施するための必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	2022.3.17 マジュロ で (同日)	日本側 田中一成在 マーシャル大使 ・N・ネムラ 臣	2022.4.26 171号
マーシャル	マーシャル諸島共和国政府に対する贈与に関する日本国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等(廃棄物処理分野)を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2022.3.17 マジュロ で (同日)	日本側 田中一成在 マーシャル大使 ・N・ネムラ 臣	2022.4.26 172号
マーシャル	マーシャル諸島共和国政府に対する贈与に関する日本国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等(燃油分野)を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2022.3.17 マジュロ で (同日)	日本側 田中一成在 マーシャル大使 ・N・ネムラ 臣	2022.4.27 173号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。

(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。

(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。